

指定訪問看護ステーション コスモス 運営規程

(事業の目的)

第1条

- 1 この規程は、医療法人 大誠会 が設置する指定訪問看護ステーション コスモス（以下「ステーション」という）が、行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定（予防介護）訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適切な指定（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- 1 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称：訪問看護ステーション コスモス
 - (2) 所在地：鹿児島県薩摩川内市神田町1-1番2-0号若松記念病院内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

- 1 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者：看護師1名（他施設職務兼務）
 - (2) 訪問看護職員：保健師・看護師・准看護師である職員を、常勤換算で2.5人以上配置することとする。

利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書又は報告書を作成し、指定（介護予防）訪問看護の提供にあたる。また、利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、川内市医師会等、関係機関に調整等を求めて対応する。
 - (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1名以上（他施設職務兼務）

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条

- 1 ステーションの営業日及び営業時間は、事業所 医療法人 大誠会 の職員就業規則に準じて定めるものとする。
 - (1) 営業日は、通常月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び8月14日・15日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後5時30分までとし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条

- 1 指定(介護予防)訪問看護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状、障害の観察
 - (2) 入浴介助、清拭、洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) 認知症患者の看護
 - (7) 療養生活や介護方法の指導
 - (8) カテーテル等の交換、管理
 - (9) ターミナルケア
 - (10) その他医師の指示による医療処置

(通常の業務の実施地域)

第7条

- 1 通常の事業の実施地域は薩摩川内市内とする。

(利用料金)

第8条

- 1 指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。
- 2 指定(介護予防)訪問看護以外は、その他の利用料として以下に定める支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 医療ケアを要する方の外出の付き添い等：1時間8,000円
- (2) 介護プランにない90分を超える訪問看護サービスの提供：1時間8,000円
- (3) 死後の処置料：1時間6,000円、30分延長ごとに1,000円
- (4) 駐車料金：やむを得ず有料の駐車場を利用した場合、当該駐車場料金の実費
- (5) キャンセル料：訪問当日の急なキャンセル1回2,000円

(緊急時における対応方法)

第9条

- 1 訪問看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 ステーションは、利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、行政に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 ステーションは、前項の事故状況及び事故に際してとった処置について適切に記録するものとする。
- 3 ステーションは、利用者に対する指定(介護予防)の訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切に行うこととする。
- 4 ステーションは、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

第11条

- 1 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を守り適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションは、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者またはその家族の同意をあらかじめ文章で得ておくものとする。

(虐待の防止の措置に関する事項)

第12条

- 1 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対して、虐待防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
 - (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第13条

- 1 ステーションは、社会的使命を十分認識し、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を調整する。
- 2 提起した事業の内容に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次とおり担当者を設置する。
 - (1) 担当者：管理者
 - (2) 連絡先：訪問看護ステーション コスモス 電話番号 0996-20-4646
- 3 看護師等は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 看護師等であった者に、業務所知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
- 5 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護の完結の日から5年間保管しなければならない。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は 医療法人 大誠会 が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 第3条(2)所在地、第5条(1)営業日について、平成16年9月1日より変更する。

附則 第3条(2)所在地について、平成22年6月1日より変更する。

附則 第8条(4)ターミナル加算について、平成22年6月1日より削除する。

附則 第10条(事故発生時の対応)、第11条(個人情報の保護)について、平成22年11月1日より追加する。

附則 第8条(1)基本料金について、法改正により平成24年4月1日より変更する。

附則 第8条(3)特別管理加算について、法改正により平成24年4月1日より追加する。

附則 第8条(4)退院時共同加算又は初回加算について、平成24年4月1日より追加す

る。

附則 第8条(5) 複数名訪問看護加算について、平成24年4月1日より追加する。

附則 第8条(6) ターミナルケア加算について、平成24年4月1日より追加する。

附則 第4条(2) 職員の職種、員数及び職務内容について平成26年3月8日より変更する。

附則 第8条(1) 基本料金及び利用料について、平成26年3月8日より変更する。

附則 第3条(2) 所在地について平成27年3月2日より変更する。

附則 第8条 指定(介護予防)訪問看護の利用料は、介護報酬告示上の1割及び2割とする。平成28年8月1日より追加する。

附則 第8条(1) 上記料金は1割の場合の負担金額を平成28年8月1日より追加する。

附則 第8条(9) 保険外の利用料金について、平成28年8月1日より追加する。

附則 第3条(2) 所在地について平成30年4月1日より変更する。

附則 第8条(1) 基本利用料の変更、介護予防基本料を平成30年4月1日より追加する。

附則 第8条(2) 緊急時訪問看護加算の利用料を平成30年4月1日より変更する。

附則 第8条(5) 複数名訪問看護利用料を平成30年4月1日より変更する。

附則 第3条(2) 所在地について令和1年8月1日より変更する。

附則 第4条(1) 管理者の勤務形態について令和1年8月1日より変更する。

附則 第8条(1) 基本利用料について令和1年8月1日より変更する。

附則 第8条(2) 緊急時訪問看護加算の料金を令和1年8月1日より変更する。

附則 第8条(5) 複数名訪問加算の料金を令和1年8月1日より追加する。

附則 第4条(3) 職員の職種、員数及び職務内容について、令和5年12月1日より追加する。

附則 第8条 利用料金について、令和5年12月1日より変更する。

附則 第12条 虐待防止の措置に関する事項を令和5年12月1日より追加する。

附則 第13条 その他運営についての留意事項を令和5年12月1日より第13条へ変更する。